

食費及び居住費の負担軽減

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所したとき、短期入所（ショートステイ）を利用したときは、サービス費用のほかに、食費及び居住費、日常生活費が利用者負担となります。

介護保険負担限度額認定とは、所得が少ない方の施設利用が困難とならないように、本来は全額自己負担である「居住費」と「食費」の負担軽減を行う制度です。

【利用者負担段階の主な対象者と預貯金額等】

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者 非課税世帯*であること。	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	非課税世帯*で、合計所得金額+課税年金収入額 +非課税年金収入額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	非課税世帯*で、合計所得金額+課税年金収入額 +非課税年金収入額が80万円超120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税世帯*で、合計所得金額+課税年金収入額 +非課税年金収入額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※ 非課税世帯…本人及び世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税非課税であること。

※ 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、段階に関らず1,000万円(夫婦2,000万円)以下です。

【申請に必要なもの】

1. 介護保険負担限度額認定申請書
2. 本人と配偶者（いる場合）のすべての預貯金通帳等の写し
 - ・金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の分かるページ（表紙をめくった項）
 - ・申請日時点の残高のわかるページ

※ 原則、申請日直近から2カ月間の入出金の確認ができるよう記帳してください。

※ 最新の年金振込履歴（遺族年金・障害年金を含む）が確認できるよう記帳してください。

【負担限度額認定書の交付について】

該当と認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」（薄紫色）を交付します。

サービスを利用するときに、事業所へ負担限度額認定証を提示することで軽減を受けることができます。

認定期間は、申請のあった月の初日から翌年7月31日までです。

新しい認定証が必要な人は、更新の申請手続きをしてください。

◇更新の案内は、毎年7月号広報でお知らせしています。